
プロジェクト リース

項目 本日の検討事項

I. 本日の検討事項

1. これまでの検討状況については、別紙にお示ししている¹。
2. 第 463 回企業会計基準委員会（2021 年 8 月 11 日開催）、第 470 回企業会計基準委員会（2021 年 12 月 20 日開催）、第 102 回リース会計専門委員会（2021 年 7 月 16 日開催）及び第 106 回リース会計専門委員会（2021 年 12 月 6 日開催）においては、現行のリース適用指針における簡便的な取扱いについて審議を行った。本日は、第 107 回リース会計専門委員会（2021 年 12 月 24 日開催）において事務局提案を行った、現行のリース適用指針に定めのない重要性に関する簡便的な取扱いのうち、借手における再リースの会計処理の定めを簡便的な取り扱いとして採り入れるかどうかについて、事務局提案をお示ししており（審議事項(4)-2）、ご意見をお伺いしたい。
3. なお、第 470 回企業会計基準委員会で聞かれた意見については審議事項(4)-3 に、第 107 回リース会計専門委員会で聞かれた意見については審議事項(4)-4 に、記載している。

以 上

¹ 審議資料では、国際財務報告基準（IFRS）第 16 号「リース」を「IFRS 第 16 号」、米国会計基準（米国財務会計基準審議会（FASB）による会計基準のコード化体系）の Topic 842「リース」を「Topic 842」、企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」を「リース会計基準」、企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」を「リース適用指針」として表記している。

別紙—これまでの検討状況

1. 第405回企業会計基準委員会（2019年3月22日開催）において、現状で資産及び負債が認識されているファイナンス・リース取引のみならず、すべてのリースについて資産及び負債を認識する会計基準の開発に着手することが了承された。
2. すべてのリースについて資産及び負債を認識するリース会計基準の改正に関する基本的な方針として、第425回企業会計基準委員会（2020年2月12日開催）及び第91回リース会計専門委員会（2020年1月27日開催）において、事務局は、費用配分のあり方としてIFRS第16号の単一モデルを基礎として進めることを提案した上で、IFRS第16号と整合性を図る程度について以下の提案を行った。

- リースが広範に利用されていることを考慮すると、簡素で利便性が高い基準を目指すことが考えられる。
- 一方、IFRS任意適用企業からは、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となる基準開発の要請がある。
- これらを踏まえると、IFRS第16号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指すことが考えられる。
- なお、基準開発の方法としては、借手のための新しい基準を開発するのではなく、現行のリース会計基準を改正することが適当と考えられる。

また、次の点について、分析の上、事務局の提案を行う予定であるとしていた。

- (1) サービスに関してリースの対象とする取引の範囲
 - (2) 延長オプションがある場合の比較可能性を担保する方策
 - (3) 重要性に関する定め
 - (4) 連結財務諸表と単体財務諸表の関係
3. 第427回企業会計基準委員会（2020年3月11日開催）及び第92回リース会計専門委員会（2020年2月21日開催）においては、IFRS第16号と整合性を図る程度に関連して、「検討のためのイメージ」をお示しし、次の項目を今後の検討課題として識別した。
 - (1) 範囲
 - (2) リースの定義

- (3) リースの識別（サービスに関してリースの対象とする取引の範囲を含む）
- (4) 貸手の会計処理
- (5) 所有権移転ファイナンス・リースの取扱い
- (6) リース期間（延長オプションがある場合の比較可能性を担保する方策を含む）
- (7) 割引率

4. 前項で識別した項目のうち、以下についての検討を行った。

検討した項目	企業会計基準委員会	リース会計専門委員会
貸手の会計処理	第 437 回 (2020 年 7 月 13 日)	第 93 回 (2020 年 6 月 29 日)
範囲	-	第 93 回 (2020 年 6 月 29 日)
リースの定義	第 438 回 (2020 年 7 月 29 日)	第 94 回 (2020 年 7 月 20 日)
所有権移転ファイナンス・リース の取扱い	第 438 回 (2020 年 7 月 29 日)	第 94 回 (2020 年 7 月 20 日)
リース期間	第 439 回 (2020 年 8 月 13 日)	第 94 回 (2020 年 7 月 20 日)
リースの識別	第 446 回 (2020 年 11 月 19 日)	第 95 回 (2020 年 11 月 2 日)
サブリース	第 447 回 (2020 年 12 月 3 日)	第 96 回 (2020 年 11 月 26 日)
セール・アンド・リースバック	第 449 回 (2021 年 1 月 15 日)	第 96 回 (2020 年 11 月 26 日)
単体財務諸表における適用	第 452 回 (2021 年 2 月 25 日)	第 97 回 (2021 年 2 月 2 日)

5. 第 98 回リース会計専門委員会（2021 年 3 月 17 日開催）、第 454 回企業会計基準委員会（2021 年 3 月 25 日開催）、第 99 回リース会計専門委員会（2021 年 4 月 8 日開催）及び第 455 回企業会計基準委員会（2021 年 4 月 13 日開催）においては、これまでの経緯を踏まえ、今後議論を進めていくうえで、開発する基準が IFRS 第 16 号の内容と整合性を図る程度についてコンセンサスを得ることが重要であると考えられるため、リース会計基準及び適用指針を改正する場合の文案のイメージ（一部）を作成し審議を行った。

審議事項(4)-1

6. 第100回リース会計専門委員会（2021年6月7日開催）では、これまでの審議を踏まえ、今後検討が必要な主な項目を識別し、それらの項目を含めて次のとおり検討を継続している。

第100回専門委員会で 識別した主な項目	検討した項目	企業会計基準 委員会	リース会計 専門委員会
審議未了の項目			
(1) 重要性に関する定め	同左	第463回 (2021年8月11日) 第470回 (2021年12月20日)	第102回 (2021年7月16日) 第106回 (2021年12月6日) 第107回 (2021年12月24日)
(2) 表示及び注記			
(3) 適用時期等			
(4) 結論の背景			
(5) 設例	同左	—	第103回 (2021年8月6日)
再検討を行う各論			
(1) 範囲（無形資産等） (2) リースの定義 (3) 所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リースの区分 (4) 借手の使用権資産の償却 (5) リース期間決定におけるオプションの閾値の表現 (6) 貸手の会計処理（リース期間と分類） (7) 貸手のファイナンス・リースの会計処理（基本となる会計処理）	同左	—	第100回 (2021年6月7日) 第101回 (2021年6月28日) 第103回 (2021年8月6日)

審議事項(4)-1

第100回専門委員会で 識別した主な項目	検討した項目	企業会計基準 委員会	リース会計 専門委員会
(8) 貸手のオペレーティング・リースの会計処理)			
—	リースを構成する部分とリースを構成しない部分の区分	第470回 (2021年12月20日)	第101回 (2021年6月28日) 第104回 (2021年9月15日) 第106回 (2021年12月6日)
—	借手の費用配分の方法に関する再検討	第462回 (2021年7月28日)	第102回 (2021年7月16日)
—	サブリースの会計処理(パス・スルー型のサブリース等)		第107回 (2021年12月24日)
分析のみ行い事務局からの提案を行っていない項目			
(1) セール・アンド・リースバック取引の会計処理(一括借上契約と建設請負工事が同時に締結される場合等)			
(2) リースの識別(定期傭船等)			

以 上